

沼津市事務分掌条例及び沼津市教育委員会の職務権限の特例に関する条例
の一部改正について

沼津市事務分掌条例及び沼津市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市事務分掌条例及び沼津市教育委員会の職務権限の特例に関する条例
の一部を改正する条例

(沼津市事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 沼津市事務分掌条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 1 条総務部の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 統計に関すること。

第 1 条政策推進部の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号
までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 条産業振興部の項に次の 1 号を加える。

(6) 文化に関すること。

(沼津市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 沼津市教育委員会の職務権限の特例に関する条例（令和 3 年条例第11号）の
一部を次のように改正する。

本則中「スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）」を
「次に掲げる事務」に改め、本則に次の 2 号を加える。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(2) 文化に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条の規定による改正前の沼津市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の本則に規定する事務に関し、沼津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行った処分その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行ったものとみなす。

3 施行日前に第2条の規定による改正前の沼津市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の本則に規定する事務に関し、教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してなされたものとみなす。

(沼津市文化財保護条例の一部改正)

4 沼津市文化財保護条例（昭和51年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「沼津市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項中「委員会に」を削り、同条第2項及び第4項中「委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「委員会規則」を「規則」に改める。

第5条から第26条まで、第29条から第31条まで、第33条、第34条、第36条、第37条及び第39条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第40条中「委員会規則」を「規則」に改める。

付則第1項を次のように改める。

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(沼津市民文化センター条例の一部改正)

5 沼津市民文化センター条例（昭和57年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第4条、第5条、第8条第2号、第10条及び第11条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第13条から第18条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条中「教育委員会が」を削る。

(沼津市博物館条例の一部改正)

- 6 沼津市博物館条例（昭和59年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号、第5条及び第9条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第2項中「教育委員会が」を削る。

第10条及び第11条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第6項及び第12条中「教育委員会が」を削る。

(沼津市若山牧水記念館条例の一部改正)

- 7 沼津市若山牧水記念館条例（昭和62年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第4条第4号、第5条、第7条、第8条及び第13条第1項中「教育委員会」を
「市長」に改める。

第13条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第15条から第19条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条中「教育委員会が」を削る。

(沼津市庄司美術館条例の一部改正)

- 8 沼津市庄司美術館条例（平成12年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第3条第5号、第4条、第6条及び第10条から第16条までの規定中「教育委員会」
を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会が」を削る。

(沼津市芹沢光治良記念館条例の一部改正)

- 9 沼津市芹沢光治良記念館条例（平成21年条例第14号）の一部を次のように改正す
る。

第3条中「教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第4条第4号、第5条及び第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第2項中「教育委員会が」を削る。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会が」を削る。

(沼津市松城家住宅条例の一部改正)

10 沼津市松城家住宅条例（令和4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第4条、第6条、第7条及び第11条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第14条から第18条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条中「教育委員会が」を削る。

付則第1項を次のように改める。

（施行期日）

1 この条例は、令和4年11月3日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第6条、第8条から第12条まで、第15条及び第17条の規定は令和4年11月1日から施行する。

「提案理由」

文化に関する事務を市長が管理し、及び執行することにより、スポーツと文化を活用したまちづくりに関する施策を一体的に推進することを目的として、組織の整備を図るものである。